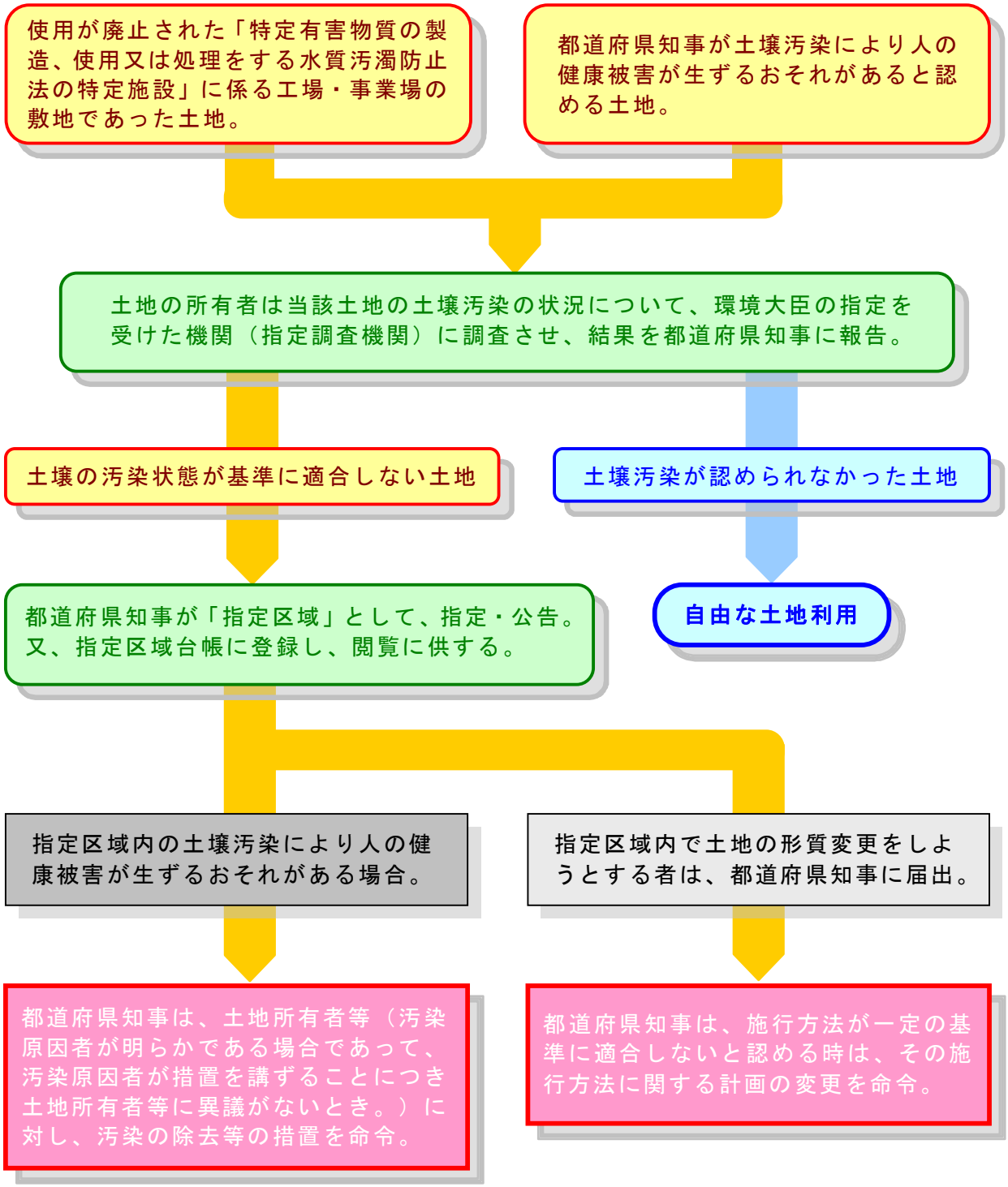
使用が廃止された「特定有害物質の製造、使用又は処理をする水質汚濁防止法の特定施設」に係る工場・事業場の敷地であった土地。
都道府県知事が土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認める土地。
土地の所有者は当該土地の土壌汚染の状況について、環境大臣の指定を受けた機関（指定調査機関）に調査させ、結果を都道府県知事に報告。
土壌の汚染状態が基準に適合しない土地
土壌汚染が認められなかった土地
都道府県知事が「指定区域」として、指定・公告。又、指定区域台帳に登録し、閲覧に供する。
自由な土地利用
指定区域内の土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある場合。
指定区域内で土地の形質変更をしようとする者は、都道府県知事に届出。
都道府県知事は、土地所有者等（汚染原因者が明らかである場合であって、汚染原因者が措置を講ずることにつき土地所有者等に異議がないとき。）に対し、汚染の除去等の措置を命令。
都道府県知事は、施行方法が一定の基準に適合しないと認める時は、その施行方法に関する計画の変更を命令。

土壌対策法フロー図